


資料2 情報非開示決定通知書（神宮外苑地区計画企画提案書）と再開発等促進区を定める地区計画の流れ




4 都市政士第1036号
令和4年12月1日

非開示決定通知書

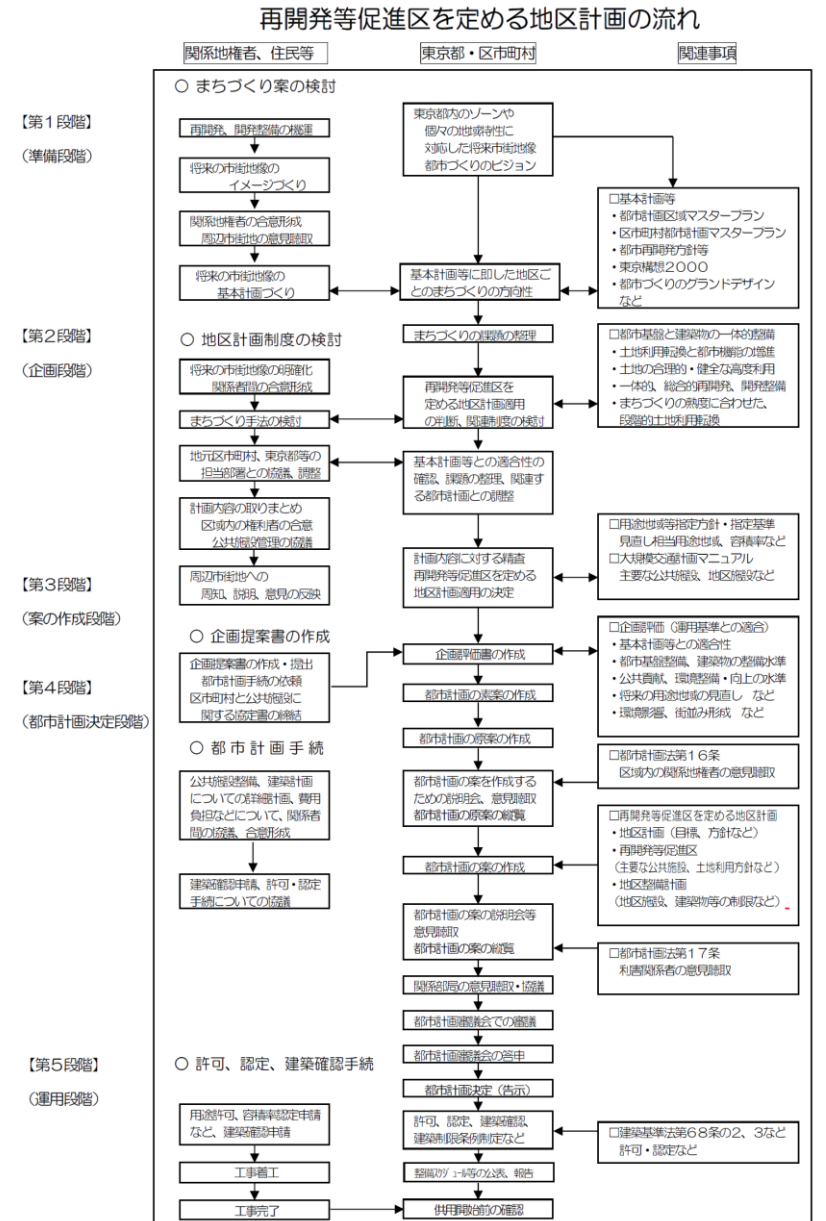
若山 徹 様

東京都知事
小池百合子



令和4年10月7日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	①令和3年7月に提出された神宮外苑地区地区計画企画提案書に関する事前協議の経過、内容がわかる文書 ② ①に関する事業者と東京都の協議経過、協議内容がわかる文書（議事録等）
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	該当なし
4 事務担当課	都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 電話 03-5321-1111 内線 30-266
5 備考	



東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準抜粋

資料3 情報非開示決定通知書（公園まちづくり計画）と公園公園まちづくり計画の審査結果

第4号様式（第3条関係）



4 都市政緑第547号
令和4年12月6日

非開示決定通知書

若山 徹 様

東京都知事
小池 百合子



令和4年10月7日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	①神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する事前協議の経過、内容がわかる文書
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	公園まちづくり計画の提案書提出をもってそれまでのすべての検討過程の全ての資料・記録を含め、破棄しているため現在は存在しない。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	該当なし
4 事務担当課	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 電話 03 (5321) 1111 内線30-297
5 備考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができな

神宮外苑地区の公園まちづくり計画の審査結果について

最終更新日：令和3（2021）年8月11日

●概要

神宮外苑地区公園まちづくり計画は、神宮外苑地区の新たな100年に向け、スポーツを核とした、誰もが気軽に訪れ楽しむことが出来る公園の再編と広域避難場所としての防災性を高める複合型のまちづくりを実現するものとして、提案されたものである。

本計画は、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」で示した公園まちづくり制度の活用要件に適合する優良な計画であり、かつ実現性があると認められるため、東京都公園まちづくり制度を適用する旨を、計画提案者に対して行いましたので、その計画の概要と経緯についてお知らせします。

●計画の概要

「神宮外苑地区公園まちづくり計画 公園まちづくり計画提案書 概要版」

表紙～p.4 PDF p.5～p.12 PDF

●これまでの経緯

・平成30（2018）年11月 「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定

※上記以前の経緯については、[神宮外苑地区（b区域）のまちづくり](#)を参照

・令和2（2020）年1月23日及び26日

下記の事業者が「[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)」に基づく神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する説明会を開催

- ・三井不動産株式会社（事業者代表）、宗教学法人明治神宮 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・伊藤忠商事株式会社

・令和2（2020）年2月7日

上記の事業者は、[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)第4の1に基づく公園まちづくり計画の提案書を提出

・令和2（2020）年2月19日

上記提案書を收受し、同日、「[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)」第5の1に基づき、検討会、専門部会及び審査会を設置（[東京都公園まちづくり計画審査会等設置要綱](#) PDF）

・令和2（2020）年3月3日 東京都公園まちづくり計画検討会

・令和2（2020）年3月19日及び6月2日 東京都公園まちづくり計画専門部会

・令和3（2021）年6月4日、5日及び7日

事業者が「[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)」に基づく神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する説明会を開催

・令和3（2021）年5月10日 事業者は、「[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)」第4の1に基づく公園まちづくり計画の一部変更を提出、同日收受

・令和3（2021）年5月14日 東京都公園まちづくり計画検討会（[検討会指摘事項](#)）（[検討会名簿](#)） PDF

・令和3（2021）年5月21日 東京都公園まちづくり計画専門部会（[専門部会意見](#)）（[専門部会名簿](#)） PDF

・令和3（2021）年6月10日 東京都公園まちづくり計画審査会（[審査会指摘事項](#)）（[審査会名簿](#)） PDF

・令和3（2021）年7月5日 上記事業者に対し、「[東京都公園まちづくり制度実施要綱](#)」第5の2（1）アに基づき、公園まちづくり制度を適用する旨を通知

参考 1 広場のイメージ：超高層ビルがパースのように見えるの絵画館あたり (No.1)、広場に近い噴水広場 (No.12) あたりでは野球場や超高層ビルに圧迫され、パースのような広々とした景観にはならないのでは？



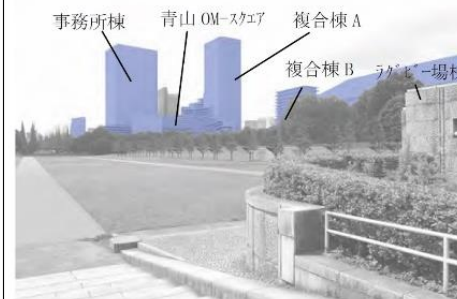
工事の完了後



注) 聖徳記念絵画館前広場は別事業であり、イメージである。

現況：計画地の北約 350m の聖徳記念絵画館前広場からの眺望である。右側に聖徳記念絵画館、中央には広場が視認できる。広場の周辺には明治神宮外苑の緑があり、左側には神宮外苑いちよう並木も確認できる。中央奥には、計画地内の伊藤忠商事東京本社ビルと隣接する青山 OM-スクエアが見える。

工事の完了後：広場の樹木越しに計画建築物が出現する。計画建築物が視野に占める割合は大きく、新たな都市的な景観要素として認識される。



現況：計画地の東約 100m の噴水広場からの眺望である。中央に特例都道四谷角管線が通っており、その両側は神宮外苑いちよう並木となっている。

工事の完了後：並木に隣接して計画建築物 (野球場棟) 及び事務所棟が出現する。神宮外苑いちよう並木に遮られてしまうが、計画建築物の一部が視認できる。

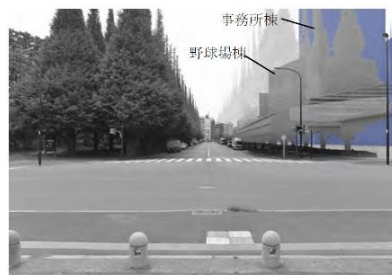
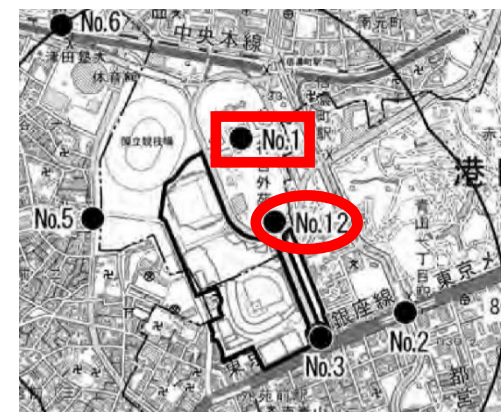


写真 8.10-14 眺望の状況 (No.12: 噴水広場、落葉期を想定)

写真 8.10-2 眺望の状況 (No.1: 聖徳記念絵画館前広場、別事業の計画を反映)



参考2 完成イメージ：複合棟B 超高層部は複合棟A よりいちょう並木によっている。
 下の風環境の模型図に近い。しかし、平面図は逆であり、いずれが正しいのか。



東京都 HP (株式会社日建設計作成／三井不動産株式会社提供)



配置計画図抜粋 (事業計画の変更について)



風環境 実験模型全景 (環境影響評価書)